

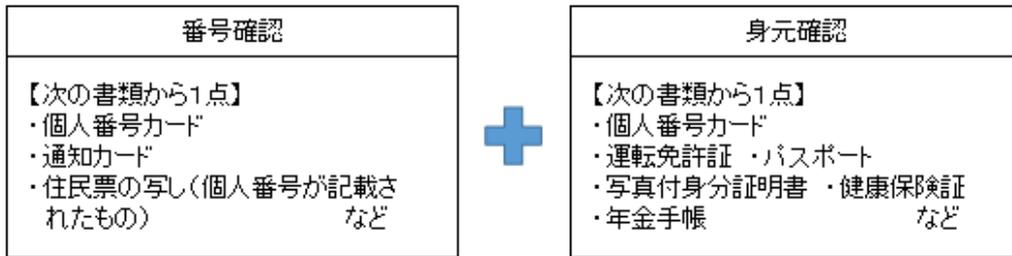
# 給与支払報告書提出の際の本人確認について

マイナンバー制度の導入に伴い、平成29年度以後の給与支払報告書から個人番号（マイナンバー）及び法人番号の記入が必要になりました。

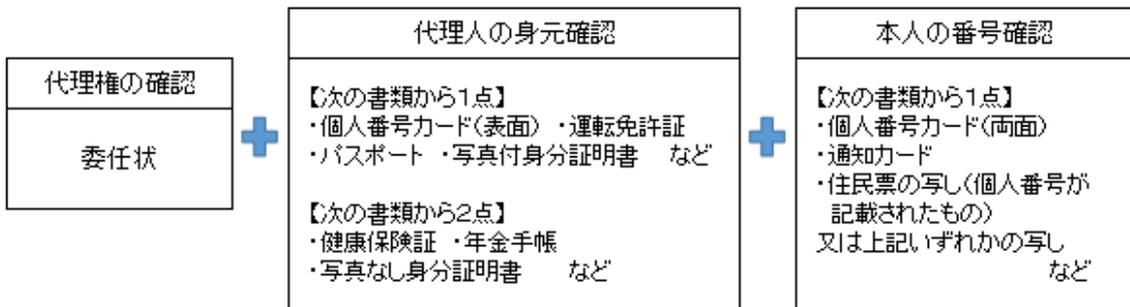
個人事業主の方の個人番号を記載した給与支払報告書を提出していただく場合は、番号法（行政手続における特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律）に基づく本人確認（番号確認及び身元確認）をさせていただきます。なお、法人については、確認は行いません。

## ○本人確認書類

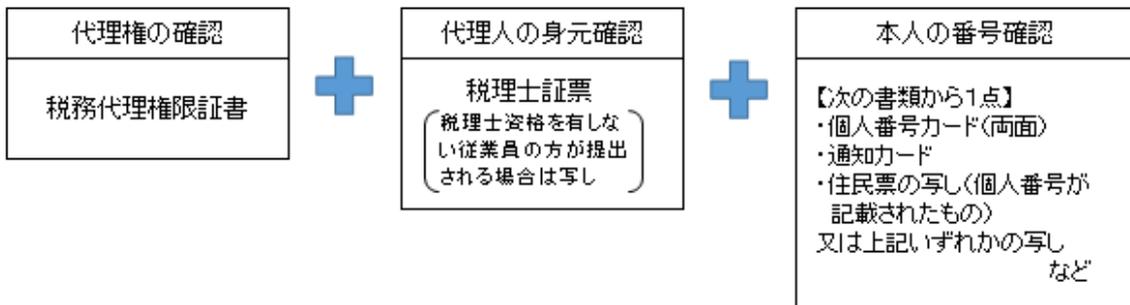
### 1 本人が提出する場合



### 2 代理人が提出する場合(税理士及び税理士法人以外)



### 3 税理士又は税理士法人が提出する場合



※ 郵便で提出される場合は、原本又は写しの提出をお願いします。ただし、委任状、税務代理権限証書は、原本を提出してください。

※ eLTAXで提出される場合は、本人確認書類は不要です。